

新しい小樽市総合計画策定のための基本方針

1. 策定の趣旨

現在、日本は、本格的な少子高齢化や人口減少、社会経済の急速なグローバル化、国や地方における財政の悪化など、めまぐるしい変化の時代を迎えています。

この大きな変動期にあって、本市や市民生活を取り巻く環境もその影響を受けることとなり、なかでも本市の財政状況は、昨今の地方財政改革の影響などにより、かつてない危機的状況に陥っています。

そのような中で、平成10年度からスタートした「市民と歩む21世紀プラン（小樽市総合計画）」は、策定から9年が経過し、おおむね一定の成果を達成しているものの、人口の推移においては、平成19年3月末で14万人を割り込み、目標とする16万人と大きな開きが生じています。

こうした状況を踏まえ、国（三位一体の改革、構造改革等）・道（財政建て直しプラン、次期長期総合計画策定等）の動向との整合性に配慮しながら、平成20年度以降における小樽市の新たな将来都市像を明らかにし、長期的視野に立った指針を示す総合計画を策定することとします。

なお、新しい総合計画の策定作業については、平成19年度に着手し、平成20年度中をめどに完了することとします。

2. 策定上の基本理念と目標

新しい総合計画は、地方財政改革や地方分権などによる今後の社会経済情勢の変化に対し、的確かつ柔軟に対応できることが必要です。

また、市民と行政が一体となり、個性豊かで魅力あるまちづくりを考え、快適で安心して暮らせる、活力ある地域社会の実現に寄与する計画を目指します。

策定に当たっては、市民参加の機会を積極的に設け、市内各界・各層の意向を十分に把握しながら、市民とともに作りあげていくという視点に立って進めます。

3. 策定上の留意事項

- (1) 本市を取り巻く外的環境の変化についての分析
- (2) 本市の持つ強みや弱みなど内的環境についての分析
- (3) 市民意向の把握と反映、市民に分かりやすい計画と策定経過
- (4) 庁内における各種個別計画との整合性

- (5) 道央圏、札幌圏、後志圏における広域的視点での発展方向
- (6) 国及び北海道の行財政事情や計画の動向とそれらの市政への影響
- (7) 本市が抱える課題を考慮した、重点的な計画づくり

4 . 計画の名称

計画内容等の検討過程において、市民の意向も考慮しながら決定することとします。

5 . 計画の構成等

「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造を前提に策定を進めますが、新たな機能として、評価基準となる成果指標を示すこととします。

また、「実施計画」については、「基本計画」及び「庁内の各種個別計画」との役割分担を整理した上で、その必要性についての検討などを行い、再構築を図るものとします。

6 . 人口の推計

21 世紀プランでは、現状の人口規模の維持を基本に、各種施策を積極的に展開することで最大限の人口増加に努めるとし、目標人口を設定しました。

しかし、人口減少社会の到来を迎えた現在、新しい総合計画では、的確な人口推移の想定を行い、将来推計人口を設定します。また、庁内各種個別計画の設定人口との整合性について検証することとします。

7 . 施策の体系及び内容

21 世紀プランにおける 5 つの大綱を含め、市民の意向や策定議論等を踏まえて検討します。

8 . 策定のための体制

【別紙 - 1 「総合計画策定体制」】

総合計画審議会委員構成

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 市議会議員 | 5 人 |
| (2) 民間諸団体の代表者 | } 25 人以内 |
| (3) 学識経験者 | |
| (4) 関係行政機関の職員 | |
| (5) その他市長が必要と認める者 | |

9 . 策定のスケジュール

【別紙 - 2 「策定スケジュール」】

1 0 . 基礎的な調査研究等

- (1) 市民意向調査
- (2) その他必要な調査
 - ・ 将来人口の推計
 - ・ 経済・産業面における主要指標の分析
 - ・ 最近の社会情勢の変化等外的状況分析

1 1 . 市民参加の手法

- (1) 市民意向調査
- (2) 地区別意向調査
- (3) 団体別意向調査
- (4) 地区別懇談会
- (5) 団体別懇談会
- (6) 基本構想案等の意見聴取（パブリック・コメント）
- (7) その他（各種個別計画策定時のアンケート結果ほか）

1 2 . 職員参加の手法

- (1) 各部計画推進委員会の設置
- (2) 職員自主研修グループの活用
- (3) 若手職員による検討会の設置

1 3 . 地域外参加の手法

- (1) 市外在住者へのアンケート調査
- (2) その他

1 4 . 情報提供（開示）

適宜、議論経過等を広報誌、市のホームページに掲載するなど、策定経過も含めて積極的な情報提供に努めます。

以 上

